(県の施策)

第11条 親としての 学び	・県は、「親としての学び」を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図る。 ・県は、学習機会を提供するとともに、関係者の取組に対し支援する。
第12条 親になるため の学び	・県は、「親になるための学び」を支援するため、その学びの方法の情報収集、研究及び普及を図る。 ・県は、学習機会を提供するとともに、関係者の取組に対し支援する。
第13条 人材養成等	・県は、大学等と連携し、家庭教育支援の人材養成、資質向上に努めるとともに、関係者相互の連携を推進する。
第14条 連携した活動 の推進	・県は、保護者をはじめ、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図る。
第15条 相談体制の 充実	・県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応じるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を実施する。
第16条 広報及び啓発	・県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う。 ・県は、保護者の役割及び社会全体で家庭教育を支援することの重要性等の啓発を行う。

(その他)

第17条 財政上の措置	・県は、家庭教育の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
第18条 年次報告	・知事は、毎年度、家庭教育を支援するための施策の実施状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表する。

皆様へのお願い

- ☆ 家庭教育へは、それぞれの立場からいろいろな応援ができます。
- ☆ あなた自身、そしてあなたの属する組織等で、できる応援はないでしょうか。
- ☆ みなさんの一つ一つの取組が群馬県の家庭教育を応援することになります。

小さなことからでも、ぜひ、始めてください!

※「ぐんまの家庭教育応援条例」の本文は、

県ホームページの「トップページ > 子育て・教育・文化・スポーツ > 家庭教育 > 「ぐんまの家庭教育応援条例」からご覧いただけます。



[お問い合わせ] 群馬県教育委員会 生涯学習課 社会教育係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-4666 FAX:027-224-8780E-mail:kigakushu@pref.gunma.lg.jp

ぐんまの家庭教育応援条例

平成28年4月1日に施行されました

















【条例前文より

- ◇ いつの時代においても、子どもを大切に育てることは、家庭の責務であるが、 現代では
 - 少子化、核家族化などの家族形態の多様化、
 - ・地域とのつながりの希薄化などに加え、
 - ・経済格差による貧困問題等、

家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

- ◇ 更に、
 - ・子育てに対する不安や問題を抱え、孤立化する保護者も増加しており、
 - その結果、過保護や過干渉、放任や虐待など、

家庭の教育力の低下が指摘されている。

- ◇ これまでも、行政、学校等において、家庭教育の支援のための取組が行われてきた。
- ◇ 家庭の教育力向上のためには、
 - ・ワークライフバランスへの配慮等も含め、更に充実した取組が求められており、
 - 各家庭が家庭教育の意義を改めて認識し、責任を自覚するとともに、

家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が、 各家庭の自主性を尊重しつつ、連携を図り家庭教育を支えていくことが必要である。

群馬県教育委員会

家庭教育を応援しましょう!



保護者

親子間での安定した愛着の形成や 生活習慣の確立、自立心の育成等に 努めましょう。(第6条)



祖父母の世代

子育ての知恵や経験 を生かした支援や協力 に努めましょう。 (第7条)



学校等

生活習慣の確立、自立 心の育成等を図り、多様 な個性や能力を発揮でき るよう育むことに努めま しょう。(第8条)

地域住民·団体等

地域行事等を通じた家庭教 育支援に努めましょう。 (第9条)



事業者

従業員の仕事と家庭生活 の両立が図られるよう、就 業環境の整備に努めましょ う。(第10条)



行政(県)

支援体制を整備し施策を策定・実施します。 市町村へ必要な支援を行います。(第4・11~16条)



この条例は、群馬県の子どもたちが健やかに成長するよう、家庭、学校、地域住 民、事業者、行政等の関係者が連携し、社会全体で家庭教育を応援していこうとす るものです。

「ぐんまの家庭教育応援条例」の概要

前文

各家庭が主体的に家庭教育に取り組むための環境整備に努めるとともに、家庭教育を社会全体で 応援し、地域の宝である子どもたちが、将来に希望を持ち健やかに成長することをともに喜びあえる 群馬県を目指す。

(総論)

第1条 目 的	・家庭教育への支援策を総合的に推進することにより、保護者が親として学び成長していくこと及び子どもが将来親になることに備え学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって群馬の子どもたちが生涯にわたって、幸福で豊かな生活を営めることを目的とする。
第2条 定義	・この条例において「家庭教育」とは、家庭において保護者がその子どもに対して行う教育をいう。 ・他に「子ども」、「学校等」、「地域活動団体」の定義。
第3条基本理念	・社会の全ての構成員が、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭教育の支援に取り組む。 ・家庭教育の支援は、一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮する。

(役割)

第4条 県の責務	・県は、家庭教育支援の体制を整備するとともに、施策を総合的に策定し、実施する。 ・県は、施策を策定及び実施しようとするときは、保護者、市町村、学校等、地域住民、地域活動 団体、事業者等と連携して取り組むとともに、保護者及び子どもの障がいの有無、経済状況等の家 庭状況に配慮する
第5条 県の市町村 との連携	・県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して、情報の提供、助言等、必要な支援を行う。
第6条 保護者の役割	・保護者は、子どもに愛情を持って接し、親子間での安定した愛着の形成が図られるよう努める。・保護者は、子どもの個性を尊重し、子どもの健全な成長のため、生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、保護者も自ら成長していくよう努める。
第7条 祖父母世代の 役割	・祖父母の世代は、子育てに関する知恵や経験を生かし、家庭教育に対する支援や協力を行うよう 努める。
第8条 学校の役割	・学校等は、保護者及び地域住民等と連携して、子どもの生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、多様な個性や能力を発揮できるよう育むことに努める。・学校等は、県及び市町村の家庭教育支援施策に協力するよう努める。
第9条 地域住民等の 役割	・地域住民及び地域活動団体は、保護者等と連携して、地域の歴史、伝統、文化、スポーツ等の行事、学習支援活動等を通じて、子どもの健全育成を図るとともに、家庭教育を支援する取組を積極的に行うよう努める。・地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村の家庭教育支援施策に協力するよう努める。
第10条 事業者の役割	・事業者は、従業員の仕事と家庭生活の両立が図られるよう、必要な就業環境の整備に努める。 ・事業者は、県及び市町村の家庭教育支援施策に協力するよう努める。